

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5976308号  
(P5976308)

(45) 発行日 平成28年8月23日(2016.8.23)

(24) 登録日 平成28年7月29日(2016.7.29)

(51) Int.Cl.

G06F 21/81 (2013.01)

F 1

G06F 21/81

請求項の数 10 外国語出願 (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2011-273503 (P2011-273503)  
 (22) 出願日 平成23年12月14日 (2011.12.14)  
 (65) 公開番号 特開2012-128860 (P2012-128860A)  
 (43) 公開日 平成24年7月5日 (2012.7.5)  
 審査請求日 平成26年11月26日 (2014.11.26)  
 (31) 優先権主張番号 1060465  
 (32) 優先日 平成22年12月14日 (2010.12.14)  
 (33) 優先権主張国 フランス (FR)

(73) 特許権者 511304475  
 オペルチュール テクノロジーズ  
 フランス国 92300 ルヴァロワ=ペ  
 レ、50 ケ ミュレ  
 (74) 代理人 110000729  
 特許業務法人 ユニアス国際特許事務所  
 (72) 発明者 ニコラ、モーリン  
 フランス国 92300 ルヴァロワ=ペ  
 レ、50 ケ ミュレ、オペルチュール  
 テクノロジーズ内  
 (72) 発明者 クリストフ、ジロー  
 フランス国 92300 ルヴァロワ=ペ  
 レ、50 ケ ミュレ、オペルチュール  
 テクノロジーズ内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】攻撃の場合のマイクロ回路カードの指令手段の電源の安全確保

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

当該モジュールへの攻撃を検出するための手段と、  
 攻撃が検出されたときに、不揮発性メモリのセル(110、510)への書き込み動作  
 を指令するために、プログラミング電圧( $U_p$ )の印加可能なチャージポンプ(120)  
 に充電することができる指令手段(130)と、

通常の動作の際に電力が供給され、攻撃が検出されたときにのみ前記チャージポンプ(120)へと電力を供給するように構成されたコンデンサ(140)とを備えており、

前記コンデンサ(140)が、攻撃が検出されたときに前記指令手段(130)にも電  
 力を供給することを特徴とするモジュール(100、500、600)。 10

## 【請求項 2】

前記指令手段(130)が、フリップフロップ(132)及びNOTゲート(134)  
 を備えており、前記フリップフロップの出力が、通常の動作においては第1のレベルにあり、攻撃が検出されたときに第2のレベルにあり、前記第2のレベルが、前記書き込み動作の継続時間の全体において高のままであることを特徴とする請求項1に記載のモジュール(100、500、600)。

## 【請求項 3】

前記セル(110)が、ワン・タイム・プログラマブル(OTP)セルであることを特  
 徴とする請求項1又は2に記載のモジュール(100)。

## 【請求項 4】

10

20

前記セル(510)が、EEPROMメモリのセルであることを特徴とする請求項1又は2に記載のモジュール(500、600)。

**【請求項5】**

制御信号(SC)を含んでおり、

前記制御信号(SC)のレベル(NH、NB)が前記セル(510)の書き込み又はブランク状態を表わし、

前記制御信号(SC)が、攻撃が検出されたときに当該モジュール(500)の重要信号(SIV)を維持するために使用されることを特徴とする請求項4に記載のモジュール(500)。

**【請求項6】**

前記重要信号(SIV)が、リセット信号、クロック信号、又は当該モジュール(500)の外部の機器に接続された入力/出力信号の中から選択されることを特徴とする請求項5に記載のモジュール(500)。

10

**【請求項7】**

制御信号(SC)を含んでおり、

前記制御信号(SC)のレベル(NH、NB)が前記セル(510)の書き込み又はブランク状態を表わし、

前記制御信号(SC)が、当該モジュールの重要部品(150)への電力の供給を制御するスイッチ(T3)に対する指令に使用されることを特徴とする請求項4に記載のモジュール(600)。

20

**【請求項8】**

前記スイッチ(T3)が、PMOSトランジスタであることを特徴とする請求項7に記載のモジュール(600)。

**【請求項9】**

前記重要部品が、プロセッサ(150)であることを特徴とする請求項7に記載のモジュール(600)。

**【請求項10】**

ISO 7816規格によるマイクロ回路カードで構成される請求項1に記載のモジュール(100、500、600)。

30

**【発明の詳細な説明】**

**【技術分野】**

**【0001】**

本発明は、電子モジュールの保護の分野に位置する。

**【背景技術】**

**【0002】**

この発明は、特に、マイクロ回路カード(例えばISO 7816規格によるもの)の保護に適用されるが、これに限られるわけではない。

**【0003】**

故障注入攻撃(fault injection attack)に対するマイクロ回路カードの保護の範囲において、以下のような対策が知られている。混乱が検出されたときにカードの不揮発性メモリの予約領域に所定の値を書き込み、この領域の内容を各々の指令の開始時にカードによってチェックする。そして、チェックしたこの内容が、前記所定の値に等しい場合には、カードが指令の実行を拒絶し、カードが使用不可能になる。

40

**【0004】**

公知の様相では、不揮発性メモリへの書き込み動作に先立ってチャージポンプの充電が必須であり、結果としてカードの電流消費の極めて顕著な増加が必然的に生じる。

**【0005】**

この急激な変化は、カードと直列に接続された抵抗器を使用する単純電力解析(SPA)によって観測可能である。

**【0006】**

50

従って、チャージポンプの充電検出モジュールを利用できる攻撃者にとってみれば、通常の動作においてはあり得ない電力消費の増加を検出し、すなわちカードの自身を動作不可能にしようとする試みの現れを検出したときに、前記領域への前記所定の値の書き込みを防止すべくカードへの電源を速やかに遮断することで、上述の攻撃対策を回避できてしまう。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

本発明は、この問題に対する解決策を提供する。

【課題を解決するための手段】

10

【0008】

より正確には、本発明は、

モジュールへの攻撃を検出するための手段と、

攻撃が検出されたときに、不揮発性メモリのセルへの書き込み動作を指令するために、プログラミング電圧の印加可能なチャージポンプに充電することができる指令手段と、

通常の動作の際に電力が供給され、攻撃が検出されたときにのみ前記チャージポンプへと電力を供給するように構成されたコンデンサと、を備えるモジュールに関する。

【0009】

このモジュールは、前記コンデンサが、攻撃が検出されたときに前記指令手段にも電力を供給することを特徴とする。

20

【0010】

本発明によれば、極めて好都合なことに、コンデンサの放電をマイクロ回路カードの電力消費の解析によって検出することが不可能である。

【0011】

攻撃が検出されたときに、コンデンサは指令手段にも電力を供給する。このため、マイクロ回路カードへの電力の供給を遮断しようとする攻撃は、効果的なものではなくなるだろう。

【0012】

本発明の一特定の実施の形態においては、指令手段が、フリップフロップ及びN O Tゲートを備えており、ゲートの出力が、通常の動作においては第1の通常レベルにあり、攻撃が検出されたときに第2のレベルにある。

30

【0013】

不揮発性メモリのセルは、ワン・タイム・プログラマブル(OTP)セル又はEEPROMセルとすることができる。

【0014】

本発明の一特定の実施の形態においては、このモジュールが、制御信号を含んでおり、この制御信号のレベルが、EEPROMセルの書き込み又はブランク状態を表わす。この制御信号は、攻撃が検出されたときに当該モジュールの重要信号を維持するために使用される。

【0015】

40

この重要信号を、リセット信号、クロック信号、又は当該モジュールの外部の機器に接続される入力／出力信号の中から選択することができる。

【0016】

別の実施の形態においては、前記制御信号が、当該モジュールの重要部品への電力の供給を制御するスイッチに対する指令に使用される。

【0017】

前記重要部品は、例えばプロセッサで構成することができる。

【0018】

前記スイッチは、PMOSトランジスタとすることができる。

【0019】

50

本発明の一特定の実施の形態においては、当該モジュールが、ISO 7816規格によるマイクロ回路カードである。

【図面の簡単な説明】

【0020】

【図1】本発明の第1の実施の形態によるモジュール100を示している。

【図2】本発明の別の実施の形態によるマイクロ回路カード500を示している。

【図3】本発明の別の実施の形態によるマイクロ回路カード600を示している。

【発明を実施するための形態】

【0021】

本発明の他の特徴及び利点が、添付の図面（決して本発明を限定しようとするものではない3つの実施の形態を示している）を参照しつつ以下に提示される説明から、明らかになるであろう。 10

【0022】

図1に、本発明の第1の実施の形態によるモジュール100を示す。このモジュールは、この例では、ISO 7816規格によるマイクロ回路カードで構成されている。

【0023】

このマイクロ回路カードは、セル110からなる不揮発性メモリを備えており、このセルは、1回だけプログラム可能である。このセルは、OTP (One Time Programmable) セルという名前で当業者に知られている。 20

【0024】

本発明によれば、OTPセル110は、マイクロ回路カード100に対する悪意のある攻撃の検出を表わす変数を保存すべく、変更されるように設計されている。そのような攻撃については、例えば或る動作を2回実行して対応する出力を比較することによって検出することができるが、個々の攻撃の検出は本発明の主題ではない。 30

【0025】

公知の様相で、マイクロ回路カード100は、OTPセル110へと値を書き込むように実現されたチャージポンプ120を備えている。不揮発性メモリへの書き込みに先立って、セル110にプログラミング電圧 $U_p$ を印加するために、チャージポンプ120の充電が行われる。この充電に伴い、マイクロ回路カードの電流消費が極めて顕著に増加する。

【0026】

この急激な変化を、例えば抵抗器をマイクロ回路カード100に直列に接続することによって、例えばSPA（単純電力解析）によって観測することができる。

【0027】

マイクロ回路カード100は、OTPセル110への変数の書き込みを指令するための手段130を備えている。より正確には、この手段は、通常動作においては第1のレベル（低レベルNB）にあり、攻撃が検出されたときは第2のレベル（高レベルNH）にある指令（信号）COMを生成する。

【0028】

ここで説明される実施の形態においては、この指令手段が、D型フリップフロップ132と、NOTゲート134とを備えている。D型フリップフロップ132が、OTPセル110への書き込み動作を制御するビットに相当する。 40

【0029】

換言すると、この例においては、攻撃が検出されると、D型フリップフロップ132の出力が低レベル（NB）から高レベル（NH）へと反転される。

【0030】

本発明によれば、マイクロ回路カードが、電圧VCCが通常の動作において供給されるコンデンサ140を備えている。

【0031】

ここで説明される実施の形態においては、コンデンサ140の一方のリード線がスイッ 50

チ T 1 へと接続されており、通常の動作においてはこのスイッチ T 1 が導通されてコンデンサ 140 が充電される。このスイッチ T 1 は、D 型フリップフロップ 132 の出力へと直接接続された PMOS トランジスタで構成されており、この D 型フリップフロップ 132 は通常の動作において低レベル (N B) にある。

#### 【 0 0 3 2 】

チャージポンプ 120 も、指令手段 130 によって制御される。指令手段 130 は、通常の動作の間はチャージポンプ 120 への電力の供給を阻止する。

#### 【 0 0 3 3 】

より正確には、ここで説明される実施の形態においては、チャージポンプ 120 の一方のリード線が、通常の動作において非導通であるスイッチ T 2 に接続されている。このスイッチ T 2 は、PMOS トランジスタで構成され、この PMOS トランジスタは、NOT ゲート 134 を介して D 型フリップフロップ 132 の出力へと接続されている。10

#### 【 0 0 3 4 】

本発明によれば、コンデンサ 140 が、攻撃が検出されたときにのみチャージポンプ 120 への電力供給を行うように設計されている。ここで説明される実施の形態においては、コンデンサ 140 の一方のリード線が、スイッチ T 2 へと接続されている。

#### 【 0 0 3 5 】

攻撃が検出されたとき、D 型フリップフロップ 132 の出力が高レベル (N H) へと反転することで、スイッチ T 2 の導通、コンデンサ 140 によるチャージポンプ 120 への充電、及び OTP セル 110 への書き込み動作がもたらされる。20

#### 【 0 0 3 6 】

ここで説明される実施の形態においては、マイクロ回路カードのプロセッサ 150 が、OTP セルの中身をソフトウェアにて監視（ポーリング、割り込みなど）し、攻撃に応答する動作を実行するが、そのような動作は本発明の一部を構成するものではない。

#### 【 0 0 3 7 】

公知の様相で、OTP セル 110 のレジスタへの書き込みを正しく行うためには、D 型フリップフロップの出力が、書き込み動作の全体にわたって高レベル (N H) のままであることが必要である。

#### 【 0 0 3 8 】

しかしながら、攻撃者にとって、例えば EMA (電磁気解析) を使用して、コンデンサ 140 からチャージポンプ 120 への放電の開始を検出し、マイクロ回路カード 100 への電力の供給を遮断して、D 型フリップフロップの出力を乱し、つまり OTP セル 110 への書き込み作業を邪魔することが可能である。30

#### 【 0 0 3 9 】

本発明は、コンデンサ 140 から指令手段 130 にも電力を供給することによって、この問題を解決する。

#### 【 0 0 4 0 】

本発明によれば、極めて好都合なことに、コンデンサ 140 の放電を、マイクロ回路カードの電力消費を解析することによって検出することは不可能である。

#### 【 0 0 4 1 】

従って、ここで説明される実施の形態においては、コンデンサ 140 が、D 型フリップフロップ 132 及び NOT ゲート 134 へと電力を供給する。40

#### 【 0 0 4 2 】

フリップフロップ 132 への書き込みを、プロセッサ 150 又は他のハードウェア部品によって行うことができる。

#### 【 0 0 4 3 】

一変種（図示されていない）においては、このフリップフロップが、プロセッサ 150 の特定のレジスタの 1 ピットであってよい。

#### 【 0 0 4 4 】

図 2 に、本発明の別の実施の形態によるマイクロ回路カード 500 を示す。

50

**【 0 0 4 5 】**

この図において、マイクロ回路カード 500 の構成要素のうちで、図 1 のマイクロ回路カード 100 の構成要素と同様の構成要素には、同じ参照符号を付している。

**【 0 0 4 6 】**

この実施の形態においては、マイクロ回路カード 500 の不揮発性メモリが、EEPROM セル 510 である。この実施の形態の原理は、攻撃が検出されたときにチャージポンプ 120 へと電力を供給することによって EEPROM セル 510 への書き込み動作を開始させ、EEPROM メモリへの書き込み動作が実行されるときに、通常モードにおいては高レベルにある制御信号 SC を低レベルへと反転させることにある。

**【 0 0 4 7 】**

ここで説明される実施の形態においては、攻撃が検出されたときにマイクロ回路カード 500 の重要信号 SIV を維持するために、制御信号 SC は、これらの信号 SC、SIV を AND ゲートによって結合されることによって使用される。

**【 0 0 4 8 】**

この重要な信号は、例えばリセット信号 (RESET)、クロック信号 (CLOCK)、又はこのマイクロ回路カードの読み取り機に接続される入力 / 出力 (I/O) 信号の中から選択することができる。

**【 0 0 4 9 】**

このAND ゲートからもたらされる信号 SIVS が、本発明によって保護される重要な信号である。

10

**【 0 0 5 0 】**

ここで説明される実施の形態においては、EEPROM セル 510 のドレイン d が、チャージポンプ 120 の出力及び制御信号 SC へと接続され、これによって制御信号 SC のレベルが EEPROM セル 510 の書き込み又はブランク状態を表わす。

**【 0 0 5 1 】**

通常の動作においては、EEPROM セル 510 がブランクであり、ソース s とドレイン d との間に高いインピーダンスを有し、ゲートが接地されている。つまり、このEEPROM セル 510 は、開いたスイッチと同様に振る舞い、電流が通過することがない。

**【 0 0 5 2 】**

第 1 のリード線が電圧 VCC へと接続され、他方のリード線がドレイン d へと接続された抵抗器 520 が、信号 SC を高レベルに保持することを可能にする。

20

**【 0 0 5 3 】**

この通常動作モードにおいて、チャージポンプ 120 は、チャージポンプ 120 の出力に配置された第 1 のダイオード 530 によって保護されている。

**【 0 0 5 4 】**

指令手段 130 によって攻撃が検出されたとき、スイッチ T2 が導通状態になり、チャージポンプ 120 が、プログラミング電圧 U<sub>p</sub> ( 例えれば、15V 程度である ) を EEPROM セル 510 のドレイン d へと出力する。

**【 0 0 5 5 】**

これにより、公知の様相で、EEPROM 510 の浮遊ゲート g\_f が正に充電され、書き込み動作が EEPROM 510 へと実行され、負になる閾値電圧 ( ゲート - ソース間 ) の低下が引き起こされる。

30

**【 0 0 5 6 】**

書き込み動作の継続時間の全体にわたって、プログラミング電圧 U<sub>p</sub> が電圧 VCC よりも高いことに注目することが重要である。制御信号 SC を、書き込み動作の継続時間の全体にわたって、U<sub>p</sub> レベルにではなく、VCC レベルに維持するために、マイクロ回路カード 500 は、EEPROM 510 のドレイン d と制御信号 SC を引き出すための抵抗器 520 との間に直列に配置された第 2 のダイオード 540 を備えている。

**【 0 0 5 7 】**

この第 2 のダイオード 540 は、制御信号 SC の後方に位置する論理回路を保護するた

40

50

めに、チャージポンプ 120 の出力の制御信号 SC への接続を防止する。

【0058】

ひとたび EEPROMへの書き込み動作が完了すると、EEPROMは導通状態（ゲートと0Vであるソースとの間の電圧が、閾値電圧よりも大きくなる）になり、ソースsとドレインdとの間のインピーダンスが、抵抗器520と比べて低くなる。

【0059】

結果として、制御信号SCが低レベルへと反転し、このレベルを論理的に監視することによって攻撃を検出することができる。

【0060】

図3に、本発明の別の実施の形態によるマイクロ回路カード600を示す。 10

【0061】

この図において、マイクロ回路カード600の構成要素のうちで、図2のマイクロ回路カード500の構成要素と同様の構成要素には、同じ参照符号を付している。

【0062】

この実施の形態においては、マイクロ回路カード600が、図2の制御信号SCに対して相補的な制御信号SCを生成するためのNOTゲート560を有している。

【0063】

換言すると、この実施の形態においては、制御信号SCが、通常の動作において低レベル（NB）にあり、攻撃が検出された場合に高レベル（NH）にある。

【0064】

この制御信号SCが、カードの重要な構成要素（この例ではプロセッサ150）への電力の供給を遮断することができるスイッチを制御する。 20

【0065】

ここで説明される実施の形態においては、このスイッチが、PMOSトランジスタT3で構成される。

【0066】

より正確には、図3の実施の形態においては、マイクロ回路カード600が、制御信号SCによって制御されるトランジスタT3を備えている。この制御内容は、以下の通りである。通常の動作においては、制御信号SCが低レベルにあり、CPU150に電圧VCが供給される。そして、攻撃が検出された場合には、制御信号SCが高レベルへと反転し、CPU150にはもはや電力が供給されない。 30

【符号の説明】

【0067】

100 : モジュール（マイクロ回路カード）

110 : セル（OTPセル）

120 : チャージポンプ

130 : 変数書き込み指令手段

132 : D型フリップフロップ

134 : NOTゲート

140 : コンデンサ

150 : プロセッサ

500 : マイクロ回路カード

510 : EEPROMセル

520 : 抵抗器

530 : 第1のダイオード

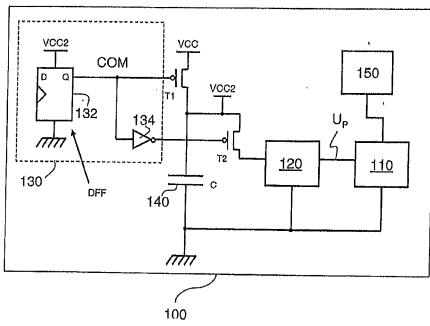
540 : 第2のダイオード

560 : NOTゲート

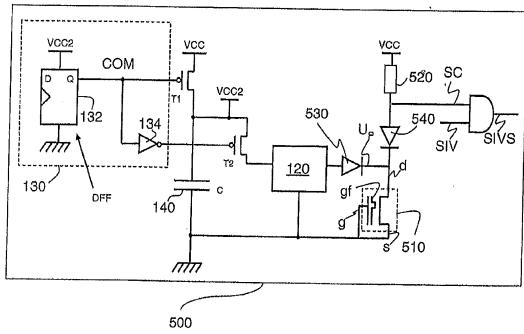
600 : マイクロ回路カード

40

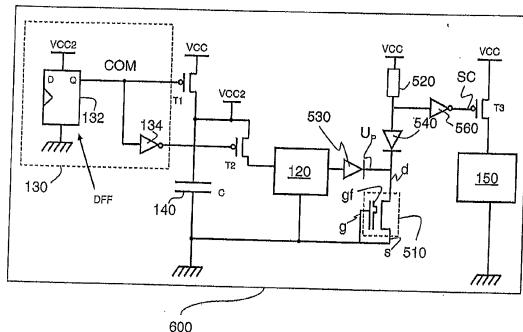
【図1】



【図2】



【図3】



---

フロントページの続き

審査官 打出 義尚

(56)参考文献 特開2010-068523(JP,A)  
欧州特許出願公開第01113386(EP,A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
G 06 F 21 / 81